

## 第28章 EU指令への対応

EU（欧州連合）は、「リスボン戦略」（2000年3月）において、2010年までに「世界で最も競争力があり、かつ力強い知識経済となること」を目標に、こうしたニュー・エコノミーを構築するための6つの優先分野の一つとして金融サービスを掲げている。金融サービスについては、その時点で「金融サービス行動計画（FSAP: Financial Services Action Plan）」（1999年5月）が定められており、同戦略は、FSAPに基づき、2005年までにEU域内の金融市場の統合を目指すとの目標を設定している。

こうした背景から、EUは各種立法措置等を講じるなどの取組みを進めており、その中には、財務報告や企業内容の開示にかかる立法措置（規則・指令）も含まれている。その代表例が、「国際会計基準（IAS）の適用に関する規則」（2002年7月採択）や「IAS第32号及び第39号を除き、9月14日現在のすべてのIASを採用する規則」（2003年9月採択）である。また、このほか企業内容の開示などを取り扱う指令として、発行開示については「目論見書指令」（2003年7月採択、2005年7月施行）、定期開示については「透明性指令」（2004年内採択予定、2006年内施行予定）、臨時開示については「市場濫用指令」（2003年1月採択、2004年10月施行）の諸指令が策定されている。

特に、目論見書指令及び透明性指令は、EU域内で財務活動（公募・上場）を行う証券発行者にIAS又はIASと同等の会計基準の使用を義務づけている。金融庁は、国内の関係機関等と緊密な連携・協力を図りつつ、EC（欧州委員会）等のEU当局に対し、我が国会計基準をIASと同等の会計基準と認めるよう、積極的に働きかけを行ってきている。

### 第1節 目論見書指令及び透明性指令の概要と日本の証券発行者に与える影響

#### 目論見書指令の概要

目論見書指令は、EU域内において証券公募を行おうとする際、又はEU域内の市場に上場しようとする際に、証券発行者に対して目論見書の作成・公表を義務づけるものである。

本指令に基づき、証券発行者は、原則としてIASに従った連結財務諸表の提出が義務づけられる。ただし、EU域外の証券発行者（第3国の証券発行者）については、目論見書がIOSCO（証券監督者国際機構）の開示基準を含む国際的な証券組織が定める国際的基準に従って作成されており、かつ財務情報を含む情報に関する義務が目論見書指令の下での義務と同等（equivalent）であることを条件に、本国立法（基準）に従って作成された目論見書の使用が可能とされている。

#### 透明性指令の概要

透明性指令は、EU域内に証券が上場されている発行者について、統一的な定期開示義務を定めるものである。

本指令に基づき、EU域内に証券を上場している証券発行者は、監査済み年次財務報告書の提出、株式・負債証券の発行者による半期財務報告書の公表、年次・半期財務報告書に対する責任者の声明、経営報告書における証券発行者の事業の展開・成績や主なりスク・不確実性等に対する公正なレビューが含まれていることの明示、年次・半期財務報告書における連結財務諸表のIASに基づく作成、株式発行者の四半期経営声明の公表などが義務づけられる。

### 我が国会計基準のEUにおける受容れ問題

上記のとおり、目論見書指令及び透明性指令は、ともにEUで証券公募・上場する証券発行者に対してIASと同等の会計基準の使用を義務づけるものである。

新規公募・上場を対象にする目論見書指令については、適用除外規定（発行単位5万ユーロ以上の証券公募など）を活用することによって会計基準の同等性問題に伴う影響を回避することが実務上可能である一方、既上場の証券発行者を対象とする透明性指令については、仮に、我が国会計基準のIASとの同等性が認められない場合には、我が国の企業をはじめとする証券発行者が、EU市場から上場廃止を迫られる可能性がある等、EU域内での資金調達等の事業活動に支障を来す恐れがあるとの指摘がなされてきた。これが会計基準を巡る「2005年問題」といわれる問題である。

## 第2節 金融庁の取組み

我が国の会計基準は、「会計ビッグバン」等を通じて、急速に整備され、国際的な会計基準と整合性のある同等なものとなっている（連結会計、退職給付金会計、税効果会計、金融商品の時価会計、減損会計や企業結合会計）。こうした問題について、我が国においては、金融庁が中心となり、国内の官民関係者と緊密に連携・協力しつつ、ECやEU主要国などの関係者に対し、我が国の会計基準がIAS/IFRSと同等な会計基準としてEUで受け容れられるよう、以下のように、積極的に働きかけを行っている。その際には、英文説明資料を用いて、我が国の会計基準の内容を説明し、理解が得られるよう努めている。

#### <これまでの対応の概要>

##### 【EC（欧州委員会）との公式対話】

- ・日・EU財務金融ハイレベル協議（2003年11月）
- ・日・EU規制改革対話（2004年2月）
- ・日・EUハイレベル協議（2004年3月）
- ・日・EU定期首脳協議（2004年6月）

##### 【EU機関との個別対話】

- ・EC（2003年12月、2004年4月・5月）
- ・CESR（欧州証券規制当局委員会）（2004年4月・7月）
- ・EFRAG（欧州財務報告助言グループ）（2004年4月）

##### 【EU主要国当局等との個別対話】

- ・英 F S A (金融サービス機構)(2004年2月~6月毎月) 英財務省(2004年4月) ロンドン証券取引所(2004年7月)
- ・仏 A M F (金融市場庁)(2003年12月、2004年4月) 経済財政産業省(同) ユーロネクスト・パリ本部(2004年4月)
- ・独 B a F i n (金融監督庁)(2004年6月) ドイツ証券取引所(同)
- ・伊 C O N S O B (国家証券委員会)(2004年6月) 経済財政国庫省(同)
- ・蘭 A F M (金融市場庁)(2004年6月) ユーロネクスト・アムステルダム(同)

#### 【レターの発出】

- ・ E C 域内市場総局長宛て(2004年1月)
- ・英 F S A の上場規則見直し提案へのパブリック・コメントレター(2004年1月)
- ・ C E S R の同等性評価作業に関するパブリック・コメントレター(2004年7月)

こうした働きかけの結果、目論見書指令の実施規則の下、第3国の証券発行者について、2006年末まで本国基準(我が国会計基準を含む)の使用が認められることとなったほか、透明性指令においても、2005年1月1日以前に E U 市場で上場されている第3国の発行者の負債証券について、一定の要件の下での年次財務報告書における第3国基準の使用、また半期財務報告書の開示義務の10年間の適用除外等が認められ、透明性指令が施行される2006年11月頃までは、現行の取扱いが継続されることとなり、我が国の会計基準が、米国基準及びカナダ基準とともに、世界の主要な会計基準の1つとして、同等性評価の対象とされることとなった。

同等性評価に関する今後のプロセスとしては、 E U 加盟国の証券規制当局から構成される C E S R が 2 0 0 5 年 6 月 末 まで に 技 術 的 助 言 を 行 い、 E C が 2 0 0 5 年 1 2 月 末 まで に 決 定 す る こ と に な っ て い る。

### 第3節 その他の指令とその対応

目論見書指令・透明性指令に加え、伊パルマラット事件等に対応し、 E U における企業の法定監査を強化する「 E U における法定監査に関する指令(案)」(以下「法定監査指令(案)」という。)が2004年3月に提案された。また、 E U の金融システムの安定を確保するため、連結ベースでの監督を導入する「金融コングロマリット指令」が2003年2月に発効している。これらの指令の概要及び金融庁の取組み等は以下のとおりである。

#### 法定監査指令(案)の概要等

法定監査指令(案)は、伊パルマラット事件等を踏まえ、 E U における法定監査を強化すること、 E U 域外国の監査人監督当局との間でバランスある効果的な協力関係を構築すること等を目的に、2004年3月に「 E U における法定監査に関する指令(案)」として提案されたものである。当該指令(案)では、 E U に上場する E U 企業等に「監査委員会」の設置を義務づけること、 E U 上場の域外企業を監査する監査法人について、母国の監督制度が当該指令の下での監督制度と同等であり

かつ相互主義に基づく場合を除き、EU加盟国に登録・監督させること等を規定している。

金融庁は、ECに対し、我が国の監査人監査制度が当該指令の下での監督制度と同等であること等について説明を行っている。

#### 金融コングロマリット指令の概要等

金融コングロマリット指令は、EUの金融システムの安定を確保するため、金融コングロマリット又は銀行・証券グループについて連結ベースでの監督を行うこと等を規定したものであり、2003年2月に発効し、2005年1月1日以後に開始する会計年度から適用される。

我が国を含む第3国（EU域外国）については、連結監督の同等性を金融グループ毎に評価することが規定されている。このため、金融庁は、EU主要当局に対し、我が国の監督制度の同等性について説明等を行っている。